

## 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」進捗管理シート(文部科学省)

|  |  |                             |         |
|--|--|-----------------------------|---------|
| 対策の柱立て(大区分)  | II. 成長による富の創出  | 担当部局                        | 高等教育局   |
| 対策の柱立て(中区分)  | 5. 人材育成・雇用対策   |                             |         |
| 対策の柱立て(小区分①)   |  | 担当課                         | 学生・留学生課 |
| 対策の柱立て(小区分②)   |  |                             |         |
| 対策における施策の名称  | 高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートするため、祖父母からの教育資金の一括贈与について、贈与税を非課税とする措置を創設  |                             |         |
| (事業名)  | 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設   | 新規/既存                       | ■新規 □既存 |
| 平成24年度補正予算額  |  | 一般会計/特別会計<br>(特会の場合には名称も記載) |         |
| 事業の内容<br>(予算については、<br>予算の使途及び<br>予算を交付等する対象者<br>を明記) | 受贈者(30歳未満の者に限る。)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、信託会社、銀行及び証券会社に信託等をした場合には、信託受益権の価値又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする。)までの金額に相当する部分の価格については、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする。 |                             |         |
| 実施方法   |  |                             |         |
| アウトプット指標(進捗指標)                                       | (アウトプット指標による目標)<br>「所得税法等の一部を改正する法律案」が3月1日閣議決定され、同日国会に提出される。<br>関係政省令等の改正は4月1日施行。  |                             |         |
| アウトカム指標(効果指標)  | (アウトカム指標による目標)<br>高齢者世代の保有する資金を子や孫の世代に移転を促進することにより、質の高い教育機会を確保し、さらには経済活性化にも寄与するものとして効果が期待される。  |                             |         |
| 事業の進捗状況<br>予算の執行状況<br>(進捗実績、<br>今後のスケジュール)           | (6月1日時点)<br>平成25年1月29日に税制改正大綱が閣議決定され、3月1日税制改正法案が閣議決定改正関係政省令等は4月1日施行。   |                             |         |
| 執行早期化のために<br>講じている工夫                                 | 関係法令の公布は3月末、施行は4月1日であるが、金融機関が早期に当該税制改正に対応できるよう、金融機関と事前調整を進めてきたところ。   |                             |         |
| 事業に関するURL<br>(事業実施場所、補助先等)                           | <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm</a>  |                             |         |